

補聴器の交付手続きについて

～身体障がい者手帳（聴覚）をお持ちの方～



地域福祉課窓口

手順1 申し込み

- 「補装具要否意見書」の用紙受け取り
- 障がい者判定医の紹介



障がい者判定医

手順2 判定

- 診察・検診
- 「医学的意見書」の記入（お医者様が記入されます）



補聴器販売店

手順3 見積書発行

- 「医学的意見書」に沿った補聴器の選定
 - 補聴器の試聴・機種決定
 - 「補装具見積書」の発行
- ※差額をお支払い頂く事で、一般補聴器の購入も可能



地域福祉課窓口

手順4 手続き

- 必要書類の提出
必要なもの
 - 「申請書」
 - 「医学的意見書」
 - 「世帯状況・収入等申請書」
 - 「身体障害者手帳」
 - 「補装具見積書」

※申請から交付まで約一か月



自宅

手順5 支給決定

- ご自宅に補装具支給券が届く
 - 補聴器の利用者負担が決定
- ※原則一割の定率負担（自己負担金0円の場合もある）



補聴器販売店

手順6 交付

- 補装具支給券と印鑑をご持参いただく
- 捺印と本人署名
- 補聴器の購入・調整・支払い

※補聴器交付は原則5年に一回